



事 務 連 絡

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

一般社団法人全国個人タクシー協会 関東支部 執行専務 殿

関東運輸局

自動車交通部旅客第二課長

自動車監査指導部首席自動車監査官（旅客）

身体障害者が身体障害者補助犬等を同伴する場合の適切な運送について

平素より、国土交通行政の各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、身体障害者が身体障害者補助犬等を同伴し、タクシーを利用しようとする場合について、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第8条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者を含む公共交通事業者等は、「旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない」とされており、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条第6号の規定に基づく国土交通省令の規定により、「身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬」についても、運送の引受けを拒絶できないこととなっております。

しかしながら、身体障害者補助犬を同伴する利用者が、タクシー乗り場においてタクシーを利用しようとしたところ、乗車を断られる等の事例が当局に多数、寄せられております。

今後は、このような事態が発生することがないように、身体障害者補助犬法及び道路運送法における身体障害者が身体障害者補助犬を同伴する場合の適切な運送について再確認するとともに、運転者に対し、指導・教育の徹底を図るよう、傘下会員に対し、周知願います。



## 【参考】

### 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）抜粋

第8条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。以下同じ。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）抜粋

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ～ロ 略

ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ～ト 略

五～二十八 略

### 道路運送法（昭和26年法律第183号）抜粋

第13条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一～五 略

六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

### 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）

第13条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一 略

二 第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を携帯している者

三～五 略（物品の持込制限）

第52条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一～十二 略

十三 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩がん用の小動物を除く。）

十四～十五 略